

中世土佐に於ける土豪の動向と大名の成立

足 達 大

(文理学部 歴史学研究室)

はしがき

- I 土佐香宗我部氏の動向と細川氏による守護大名領国の形成
- II 幡多庄と公家大名一条氏の発展
- III 戦国大名長曾我部氏の成立

はしがき

日本中世の歴史に於ては、何れの階級にとつても、土地が極めて重要な生活の基盤であつた為、公家・社寺・武家・民衆達は、夫々の立場から土地の完全支配をめぐる、或時は互に妥協し、或時は互に抗争しつつ、自らの歴史を開拓していつたのである。而してこの場合、古代律令制的政治体制と、荘園制的経済機構との上に立つ公家・社寺と、封建的社会構成をもつて、律令制及び荘園制機構の間隙の中に巧みに喰入り、武力を背景として、民衆をも支配しつつあつた武家とは、根本的に対立するものであつた。この二つの相対立する勢力は、夫々別個の世界を形成し、その中に於て自己の生活保全の為、きびしい時代を生き抜いてゆかなければならなかつたのである。南北朝の動乱と応仁の大乱とは、この時代の烈しさを、人々に身をもつて体験せしめた大事変であり、この動乱を堪え抜き、この困難を克服し得た者のみが、よく次の時代の支配者たり得たのであつた。かかる時代の支配者は、既に古代的な荘園制的土地所有の上に立つものでなく、封建的領国制を基盤とする領主に外ならなかつたのである。

こうした領主層は一般に大名と称せられたが、それは大名の名称がしめす如く、名田に根をはる有力地主たる事をその前提とするものであり、「数町戸主大名田堵也⁽¹⁾」と称せられるが如き根本的性格をそなえていなければならないのである。中世はこのような大名が、数多く成立・発展し、互に抗争を続けながら、没落・統一の過程をたどる時期であり、公家・社寺勢力は、大名によつて代表される武家勢力の前に圧倒され、ついに対立的立場を失い、公家・社寺としては、自己を保全せんとする限り、自らその社会的身分を一擲して、武士化して大名となるか、或は政治的活動から退いて、伝統文化の中に消極的に沈滞することによつて新しい生き方を発見するか、何れかの方法を選ばなければならなかつたのである。

大名の名称は、平安末期・鎌倉時代以来しばしばあらわれてくる。例えば吾妻鏡元暦元年三月一日条に、北条時政が源頼朝の意を奉じて出した文書に次の如く見えている。

下土佐国大名国信国元助光入道等所

可早源家有志輩同心合力追討平家事

右当国大名并御方有志武士、且企參上、且同心合力、可追討平家之旨、被宣下之上、依鎌倉殿仰、所令下知也、就中、當時上洛御家人信恒可令下向、如旧令安堵、不可有狼籍、大名武士同心合力不可見

放之状如件、宜承知敢勿違失以下、

寿永三年三月一日 平

之によると大名、武士と区別され、大名としての国信・国元・助光等の名前からも推測される如く大名は有力名主を意味しており、始めはまだ社会的俗称にすぎず、領国を築きあげた封建領主の意味には用いられていないのである。之が領国を形成した領主として、公の社会的性格が附与せられてくるのは、南北朝動乱の時期を経過しなければならないのであり、この時期に至つて、守護大名として、その姿を歴史の表面にはつきりとあらわしてくるのである。而してこれより応仁乱に至る十四——十五世紀前半にかけての室町時代は、いわば守護大名の成立・発展の時代であり、荘園の崩壊に伴う公家階級の没落の時代であつた。而して之等の守護大名は、相互に対立抗争を事とする限り、夫々の目的達成の爲、幕府権力に依存せんとする求心的な傾向をもつており、他の一面に於ては、幕府の羈絆を脱して領国内に封建領主制を樹立せんとする遠心的傾向を有していた。かかる矛盾は守護大名自身の弱さを表徴するものであり、相互抗争の間に自ら淘汰されていつたのである。即ち幕府統制力の強弱と、領国の地理的環境が影響して、守護大名の成立・発展にも、畿内周辺と辺境地帯に於て各々異つた状態が生じたのであつた。地方の辺境地帯は、鎌倉時代以来の守護がそのまま大名化していつたのが多かつたのに反し、畿内及其周辺に於ては、鎌倉時代以来の守護は殆ど没落し、守護代・地頭等土豪の大名化がみられたのであつた。之等の大名は、各々目標をもつて行動したのであるが、究極の目的は、大名領国の形成という点にかかつていたのである。その為には、荘園領主・幕府との闘争という危険な冒険も敢て犯したのであつた。次の大乘院旧記の記事はこの辺の消息をよく物語つてゐる。

「此中天下事、更以目出度子細無之、於近国者、近江・美濃・尾張・遠江・参河・飛騨・能登・加賀・越前・大和・河内此等ハ悉皆不応御下知年貢等一向不進上国共也、其外ハ紀州・摂州・越中・和泉此等ハ国中乱ノ間、年貢等不及是非者也、サテ公方御下知国々ハ播磨・備前・美作・備中・備後・伊勢・伊賀・淡路・四国等也、一切不応御下知、守護所於所々者、御下知畏入ノ由申入、遵行等雖成之、守護代以下在国者、中々不能承引事共也、仍日本国ハ悉以不応御下知也」

この記載によつても明かな如く、畿内及其周辺地帯の在地土豪は、幕府及荘園領主の支配を離れて独立し、独自の行動を取り始めているのである。

土佐国に於ても例外ではなく、擡頭した土豪達は、自らの判断によつて相互の連合を形造り、或は中央権力と結付き、或は背反しつゝ、日本中世史の縮図を展開していつたのである。以下土佐国に於ける代表的土豪香宗我部氏の成長を中心素材として、守護大名細川氏の領国形成と、一条氏の公家大名としての成立、並に国人＝土豪たる長曾我部氏によつて戦国大名領に統一される過程について考察しようと思ふ。

註(1)新猿蓑記

(2)後鑑卷213所収大乘院旧記

I 土豪香宗我部氏の動向と細川氏による守護大名領国の形成

大乘院寺社雜事記文明九年十二月条の末尾に、応仁前後の諸大名の分国が記載せられているが、そ

の中で土佐国については、「細川・一条殿」と併記されている。細川氏はいうまでもなく、室町幕府三管領家の一として権勢を専らにした足利氏の一族であり、一条殿は九条家より分立した藤原氏の一門であり、摂関家の中でも有力なる公家であつた。即ち土佐国に於ては国を二分して、東部は守護大名たる細川氏の、西部は公家大名たる一条氏の領国が形成せられていた訳である。こうした武家及公家という夫々異つた階級による領国支配が、一国内に於て併立し、而も畿内及其の周辺地域の如く、荘園領主と守護・地頭との対立抗争が、国内に於て激化しなかつたということは、一面後進地帯の性格にもよるのであるが、封建領主としての武家勢力の侵透を喰いとめるだけの力が、荘園領主たる公家の側に残存していた事実を見逃す訳にはゆかないのである。然しながら、十五世紀後半に始まつた応仁の乱、その後の社会情勢の変化により、公家はその階級的立場を堅持することが困難となり、やがて彼等は大名に依存するか、或は自ら大名化することにより、崩壊しつつある自家の荘園を再編し、都市或は郷村として、大名領国の構成単位としなければならなかつたのである。一条氏もこの例にもれるものではなく、その所領「土佐国幡多庄」を、領家的荘園経営より大名領国化せられた封建領主的支配へと質的に転化せしめ、その中心をなす「幡多庄本郷」たる中村を都市化したのであつた。

一条氏の大名化の過程については後述することとし、先ず、守護大名としての細川氏による領国形成の過程をみよう。守護大名が封建領主としての地位を保ち、国内に強力な支配権を確立する為には在地に於ける国人＝土豪たる小名等の有力武士を、その家臣団に組入れなければならず、同時に守護段銭・関銭等の賦課に反対する国内民衆の反抗に対しては、幕府権力の背景を必要としたのである。守護が国人＝土豪を家臣団の有力な構成員とすることは、国人の在地的性格の強さの故に、封建的紐帯によつて結ばれた強固な勢力を形成することを意味しており、やがては幕府に対抗するに足るだけの独立せる力を作りあげるようになるのである。既述の如く、かかる守護の分散的傾向と、幕府権力に背景を求めんとする集中的傾向とがあいまつて、守護大名の性格を作りあげてゆくのであるが、細川氏の場合、足利氏の一族であるという関係から、他の守護に比して、幕府との結付きは比較的強固であり、専ら任国内の土豪の組織化に考慮が払われたのであつた。

細川氏は、元来三河国にその本拠を有し、建武中興の恩賞によつて、四国に有力な地盤をもつに至つたと考えられるのであるが、⁽¹⁾四国殊に土佐国は、鎌倉末期に於ては、北条氏の得宗高時が守護であり、⁽²⁾元弘三年（1333）四月足利高氏が帰順して、北条氏に敵対するようになってからは、足利高氏の支配するところとなり、北条氏の滅亡後、京都政権の回復とともに、同年八月国司によつて、地頭・家人等はその所領を安堵せられることとなつたのである。⁽³⁾この後、建武中興の恩賞として、細川氏は足利氏の力によつて、土佐国をその勢力下に入れることとなつたと考えられる。建武中興がやぶれて、間もなく起つた南北朝の動乱は、土佐国に於ても南北両党の相つぐ蜂起・抗争を惹起せしめ、その抗争の過程を通じて、細川氏はその勢力を伸張せしめていつたのである。この細川氏の勢力を支える——背後には足利氏の強権がひかえていたことは勿論であるが——基礎をなしたものは、いうまでもなく国人＝土豪であり、之等の国人＝土豪は鎌倉時代以来、幕府の権力に依頼しつつ、在地に於て小規模ながらも領主制を形成しつつあつた小名達であつたのである。

次に細川氏の被官として、その支配下に組入れられ、守護大名領国の中核をなした土豪達について

考えなければならぬ。土佐国に於て細川被官として建武中興瓦解の後、南北朝の動乱を経て応仁乱に至る約百三十余年間に、史上にその姿をあらわす国人—土豪には、津野・三宮・吉田・長曾我部・広井・須留田・堅田・香宗我部・大平・石内等があつたが、就中、香宗我部・長曾我部・津野・堅田・大平等はその有力なるものであつた。ここでは香宗我部氏について、領主制形成の過程を考察し、国人の権力構造の例証としたいと思う。

土阿国境に源を發した物部川が太平洋に注がんとする所、川の東岸に現在、野市・香宗・富家・赤岡等の諸町村が横わつている。この地は古代の宗我・深淵両郷の地で、源頼朝の家人中原秋家がこの両郷の地頭に補任せられた時からこの地の中世の歴史は始まる。元来治承の争乱以来、四国は多く平家⁽⁷⁾に組したが、土佐に於ては、主なる者は志を関東に通じていたのである。之は源頼朝の弟希義の配流が原因をなしていると考えられるのであるが、宗我郷の東に連なる夜須庄には、源氏の家人夜須七郎行宗が在城し、これが希義に協力して、平家の家人蓮池権守家綱・平田太郎俊遠等と対峙しておつた。彼が希義救援の軍を出して西進した時、宗我部・深淵郷に於ては何等の抵抗も受けなかつたのであつて、寧ろこの地には、源氏に協力した豪族がおつたのではないかと想像せられるのであるが、何れにしても、早くから源氏につながる何等かの関係のあつたことは、充分に推察されるところである。

前述の如く、源頼朝の家人中原秋家が、この地の地頭として任命せられたのである。秋家は甲斐小四郎と称し、甲斐武田の一族、一条次郎忠頼の家人であつたが、忠頼が「振威勢之余、擯濫世志」との理由により、頼朝の為に誅せられてからも、歌舞曲に堪能の為、頼朝により官仕の道を開かれ、元暦元年(1184)十月、公文所の寄人となり、更に建久四年(1193)六月、土佐国宗我部、深淵両郷の地頭職に補任せられたのである。之は平家滅亡後、東国武士団が、多く西国の地頭職を獲得した一連の幕府の論功行賞につながるものであろうが、中原氏はついにこの地に土着し、宗我部の郷名に郡名の香美郡を冠し、香宗我部氏を称し、爾來長曾我部氏の滅亡に至るまで、地頭領主として、中世の困難な荆棘の道を生き抜いて来たのであつた。

建仁の頃、中原秋通が両郷の地頭となつたが、当時は頼朝の死による一般の不安に加えて、將軍より地頭に補任せられた事実や、地頭の職務などが郷内に不徹底であつたとみえ、郷内の住民の中に地頭の下知に忝ぜざる者があり、秋通は之を幕府に訴えたが、北条時政より土佐守護豊島右馬允を通じて、地頭職の強制執行が命ぜられたのであつた。即ち香宗我部氏の地頭職補任といつても、鎌倉初期に於ては、まだ現地に充分な勢力を確立することは出来ず、全国的傾向として荘園領主や公家政権による抵抗があり、それらの影響もあつて、幕府権力の背景なしには、その実力を行使することが困難であつたのである。然しながら、承久の変の勃発は事態を一変させ、京都側の所領三千余ヶ所が没収され、之等の地に有功の将士が地頭として任命されたことは、公家政権によつて阻まれていた在地に於ける武士の勢力を強固なものとしたのであつた。この頃に於ける香宗我部郷は如何なる状態にあつたであろうか。次の文書をみよう。

可早停止兵糧米催犬炊寮便補土左国香曾我部保事

右件保、重色異他、早可令停止兵糧米催已下狼籍之状、所仰如件、以下、

承久三年八月一日

武藏守 平（花押）

相模守 平（花押）

（香宗我部家伝証文二）

即ち香宗我部郷は承久の変の頃、大炊寮の便補の保となり、六波羅より兵糧米の徴発及び狼籍を禁止されその保護を受けているのである。もともと郷にしても、保にしても、律令制下の行政組織の単位として発生し、国司・郡司の支配を受け、郷は次第に擬制化しながらも、政治的理由から存続したのであるが、国衙領の荘園化の傾向に伴つて、漸次その本質は武士領化していつたのである。又保も律令制下の農村に於ける五保の制に、その起源が求められるのであり、国衙領内の別符の地となつたのであるが、元来、保そのものが、地域的結合体というよりも戸を中心としたものであるだけに、郷とは本質的には余り差異はなかつたと考えられる。したがつて、郷・保の名称の相互の変更も、荘⁽¹⁷⁾と保の場合の改称以上に一般的であつたと思われる。

香宗我部・深淵郷を中心とする地方は、西に国府をひかえ、東は大忍・夜須庄に連なる古の条里制⁽¹⁸⁾が残存している地帯であるので、この場合も、香宗我部郷が保となることは容易であつたであろう。便補の保は、特定の保が指定され御封に死てられるものであり、香宗我部郷も元来律令制下の郷として、平安時代以来、国司によつて管轄せられていた公領であつたと考えられるので、中央官司の一たる大炊寮保となることは、地頭の領主的権力が強くなく、現地に地頭の権力がまだ伸張していなかつた鎌倉初期に於ては容易であつたであろう。承久の変後、公家政権を打倒して六波羅探題を設置し、西国を統轄することとなつた北条氏は、大炊寮便補保となつていた香宗我部保に対し、恐らく地頭に⁽¹⁹⁾して保司の役目を兼ねていたと思われる香宗我部秋通に対し、北条泰時・時房は保内の検断と治安と⁽²⁰⁾を命じたのである。就中、変後の混乱は「或武士寄事左右、煩費州県、或民庶不嘗租税、亡命山沢」する状態であつた為、在地に於ける武士の狼籍を禁止することは極めて必要であつたのである。これは、恐らく現地に於ける名主を中心とする在地勢力の反幕的擡頭を警戒した結果と思われるのであるが、変後諸国に補任せられた、新補地頭を中心とする新しい勢力は、漸く荘園領主と対立し、現地の庄官と衝突し、名主階級を次第にその傘下に組入れるが如き領主制形成の方向をたどり始めたのである。貞応二年（1223）七月、中原宗通は家を嗣ぎ両郷の地頭となつたが、翌元仁元年（1224）には北条泰時より、その所領に守護所使の入部することを禁止され、背後に幕府の力があつたとはいえ、次第に独立した領主的勢力確立の方向に向い始めている。⁽²¹⁾嘉元四年（1306）、香宗我部秀頼は父重通の譲りを受けて、香宗我部・深淵両郷の地頭となつたが、この頃になると、鎌倉幕府も漸く末期に近づき、家人の統制力も失われ、地頭領主制の確立が各地にみられるのであるが、地頭職も幕府によつて補任せられるというよりも、一般に地頭自らの私有の所領として譲与せられることとなつたのである。

元の来寇に端を発した鎌倉幕府の経済的窮乏と、分割相続・商品経済の進展に伴う家人の困窮は、御家人制度を基礎とする幕府を動揺せしめ、幕府勢力を衰退せしめるとともに、有力なる守護による地域的封建制の発展をうながし、守護は漸く小地域に散在的に発達しつつあつた地頭領主に、その支

配の手をのばし始めたのであつた。元弘三年(1333)四月北条氏に背いて反幕的態度を明かにした足利高氏は、諸国の土豪に対し、自己の味方として合力すべき旨の密書を出したのであるが、土佐国に於ても、同年五月二十七日には、須留田式部大夫入道心了は兵を率いて上京し、高氏の麾下に属して軍忠すべき旨を誓つてゐるのである。須留田心了は香宗我部郷内の名主的土豪と考えられ、恐らく當時、地頭香宗我部氏に属してゐたものであろう。更に翌六月には、足利高氏は長曾我部信能・甲斐秀頼に命じて、伊豆走湯山密厳院領土佐国介良庄に対し、荘内の濫妨を停め、代官の入部を沙汰したのであつた。介良庄は香宗我部・深淵郷を西に離れること約四里の地点にあり、源頼朝の弟希義が配流されてゐた荘園であり、文治の頃は、源行景がこの地の地頭であつたが、鎌倉幕府滅亡後、足利高氏の支配に属することとなり、甲斐秀頼即ち香宗我部秀頼は、長曾我部信能とともに、高氏の命令下にあつて、その勢力をこの地にまで伸ばすこととなつたのである。建武中興一度び瓦解するや、足利尊氏は建武二年(1335)十月鎌倉に於て兵を挙げ、新田義貞を討たんとしたが、その際香宗我部秀頼は一族を挙げて尊氏に應ずべき命を受けたのであつた。尊氏の挙兵は当時の武士に対し、非常の覚悟を促し、動搖を与え、南北期の動亂を生むこととなつたのであるが、武士達は夫々、政治的・社会的・経済的な目的をもつてこの内亂に参加し、辺境の小地域に至るまで動亂は拡大していつたのである。土佐に於ても南北両党の抗争が激化し、足利方に属した香宗我部氏の所領深淵郷には、南朝に味方した土豪もあり、建武三年(1336)三月、北党津野・三宮等がこれを攻撃し、その城を焼き、更に四月には、佐藤六郎・吉田太郎左衛門尉・長曾我部信能等の土豪は北朝方として蜂起し、南朝方土豪と戦い、七・八月には土佐中央部に於て、南朝方に属した守護代河間光綱・近藤知国・大高坂松王丸等による足利方への攻撃が加えられたのであつた。之等の抗争を通じて、北朝方を指導したのは細川顯氏と推定されるのであるが、この頃から細川氏は土佐国に後の守護領形成の爲の拠点を持ち始めたのであろうと思われる。

是より先建武三年(1336)正月、足利尊氏は関東より入京し、新田義貞と戦い、ついで奥州より西上した北畠顯家等の攻撃を受け、九州に敗走するに至つたが、この際に於て、尊氏の軍の主流をなしたものは、四国の土豪を率いた細川一族であり、九州敗走の途中、尊氏が再起を期して四国に配置した武將は、四国の国人＝土豪層を既にその支配の下に組入れてゐた細川和氏を始めとする九人の細川一族であり、和氏と顯氏とは「成敗として、国にをいて勲功の輕重に依て恩賞を行ふべき旨」を命ぜられてゐたのである。土佐国に於ても、建武三年二月以後、尊氏の命を受けた細川氏によつて、足利方土豪の糾合が始まり、南北両党の抗争を通じて、細川氏はその支配権を拡張し、守護領国形成への積極的行動を取り始めたのである。即ち津野・堅田・須留田・香宗我部・長曾我部等の国人＝土豪達は、細川顯氏に属して南朝方と戦い、国人として守護領の基盤を支える有力な支柱を作りあげていつたのであり、同時に又之等国人＝土豪も、有勢な権力の背景によつてその地位を向上せしめんとして互に連合・結束したのである。暦応二年(1339)に至り、顯氏の弟定禪は、東部土佐の大部を管轄・支配し、配下の土豪堅田国貞に対し、暦応三年(1340)勲功の賞として、大高坂郷・久佐賀等を与え、更に国衙領時久名・吾河山預所職を兵糧料所に宛行い、自己の領国として、国内の自由な処分を行つてゐる。かくの如く細川氏の強大な力は、恩賞という形に於て、国人＝土豪の組織的な統率をめ

ざしてあり、国人内部の問題についても干渉し、相互の紛争を解決するなど、着々と具体的な現地の統率権を強固なものにしていつたのである。即ち暦応三年(1340)、定禪は香宗我部郷と大忍・吉原両庄との境界を定め、紛争を解決して、上層支配者としての実力を発揮しているのである。⁽³⁸⁾

上述の如く、細川氏によつて次第に支配権が確立されていつたとはいえ、尙足利氏の内部に於て、直義・高師直等のいわば尊氏を代表する実力者が存在する限り、細川氏の支配権も自ら制約されざるを得なかつたのである。然しながら、これも直義・師直等が他方面に進出・発展するに至つて、四国に根拠を置く細川氏の権力によつて、土佐国の検断が行われるに至ることは当然予測せられるところである。暦応四年(1341)、香宗我部秀頼は大忍庄代官職を高師直より預けられたが、之は恐らく足利方に属した軍功に対する恩賞と思われるのである。大忍庄は香宗我部郷の東北に連る莊園で、鎌倉時代に於て、北条時宗の発願により、極楽寺の僧忍性が病療・悲田院を建てた際、その費に充てられ、⁽³⁹⁾ 荘内には名主的土豪たる専当・末延等の諸氏が割拠していた。秀頼がこの荘の代官としての権限を委任せられたことは、やがて香宗我部氏が中心となつて、荘内の名主的土豪を更にその下に組入れながら、細川氏の支柱を強化してゆくことを意味するものである。⁽⁴⁰⁾

貞和元年(1345)秀頼は、次男時秀の軍忠を賞し、かつ孝心の故をもつて香宗我部郷地頭職を時秀に譲与し、⁽⁴²⁾ 更にこれは時秀の子秀能に受けつがれたのであるが、この間に於て、香宗我部氏はその所領を、深淵郷の西、物部川の西岸物部庄内にまで拡張したのであつた。即ち康安二年(1362)、物部庄内惣案主職を藤原隆重より買得し、⁽⁴³⁾ 更に応安元年には、秀能は細川氏から香美郡笠原・小篠の地を与えられている。然しながらこの頃に至つて、漸く香宗我部一族にも分割相続による分裂の兆があらわれ始めたのである。即ち応安二年(1369)三月、細川頼之は南朝方が伊勢に出陣した為、之にそなえんとして香宗我部秀能に一族を率いて出陣すべきことを命じたが、この頃秀能はその一族庶流が嫡家の命に忠ぜざる為、これを頼之に訴えたのであつた。これは鎌倉時代以来武士の本質として、一族の団結が要請せられ、一族・庶子は惣領により強力に統制されていたが、それにも拘らず、分割相続によつて、惣領・庶子分の所領が明かに區別せられていたという一般的な事情に、⁽⁴⁴⁾ 原因が潜んでいると考えられるのである。又それと同時に、国人一族の分裂に伴う守護の拠点の弱体化をも意味し、守護としてはこの点からも室町初期に於ては、幕府との結合を必要としたのであつた。勿論秀能の訴は頼之の命によつて解決したであろうが、秀能の子通秀の頃、本宗より分れて香宗我部郷内一分地頭職を得て、新宮村西山氏の祖となつていた通秀の伯父氏秀は、その所領を未処分のまま残した為、通秀は永和五年(1379)惣領として、氏秀の子安秀に対し、公家・武家への公事勤仕の異儀なき事を命ずるとともに、安秀にこの所領を去渡したのであつた。⁽⁴⁵⁾ かかる国人一族の内部に於ける分裂は、小領主の成立と、新たな階層関係の形成とをもたらし、封建制の基礎単位を質的に変化せしめることとなつたのである。その為これ等小領主は対外的には弱さをもつており、上層国人＝土豪・守護達と結合しなければならず、又場合によつては、惣領家よりの全面的背離ではなく、所領を分ちながらも一族の分裂を回避し、その立場を強化する為、団結の起請をも交さねばならなかつたのである。即ち前述の秀能時代に於ては、嫡家の命に忠ぜざる状態でありながら、次には「相互に人の曲言候共用申まじく候、自身見ざらん事も、とかくよそへ申候て、相互にせういんあるべからず候、於向後者、大事少

事を見はなち申まじく候」として通秀・安秀・家秀等の一族は起請文をささげているのである。⁽⁴⁹⁾然しながら氏秀の室尼大輔は、先を買得した物部庄内惣案主職を百姓とともに子孫西山氏に譲渡し、⁽⁵⁰⁾ここに於て惣領通秀によつて譲渡せられた香宗我部郷一分地頭職と、物部庄惣案主職とをもつて香宗我部氏の分派西山氏が成立したのであつた。かくの如く香宗我部氏も次第に一族中の小領主の形成を許していつたのであるが、⁽⁵¹⁾応永以後の西山氏代々の譲状に見える如く、西山氏は惣領地頭方への公事勤仕を命じ、子孫たる男女が多数有る場合に於ても、名田の内、一代も分割譲与することを禁じ、所従・百姓等をすべて被譲与者の支配下に置き、他人の妨を排して、これ以上の分割による弱化を防ぐとともに、惣領の下に團結せんとしたのであつた。⁽⁵²⁾即ち後の大名領國に於ける家長権の伸張と、嫡子の所領相続権の強化という戦國大名的政策の萌芽がここに認められるのである。

而してかかる国人—土豪を糾合・支配しつつあつた細川氏自体は、南北朝争亂の過程を通じて、末期に近づく頃までは、土佐国内に守護として常時在國する程のことはなく、顯氏にしても、定禪にしても、主として中央に於て指揮しつつあつたと思われる。南北朝の動亂も末期に近ずき、足利義満の努力によつて、幕府権力の基礎が強固となるにつれて、全国各地に漸く新しい社会秩序が形成されて来たのであるが、それにつれて単に軍事的理由からだけでなく、行政上の面からも守護・守護代等の在國が要請されるようになり、土佐に於ても、⁽⁵³⁾康暦二年(1380)頃、細川氏の一族頼益が守護代として田村庄に在城することとなつたのである。田村庄は物部川の西岸、物部庄の西に横たわる膏腴の地であり、古来注目せられたところであつたが、⁽⁵⁴⁾暦応四年(1341)八月七日附撰津親秀譲状によれば、中原氏の一族撰津親秀の所領であつたことが明かであるが、これは建武三年(1336)足利尊氏が親秀に元弘以来収公の地を安堵した際、⁽⁵⁵⁾田村庄も恐らく他領同様に安堵したと思われ、之が惣領能直分として譲与されたのであつた。而して庄の半分は法華読誦料として、撰津道贊により山城国西山地蔵院に寄附され、⁽⁵⁶⁾庄内の種子名は細川頼之菩提の為地蔵院末寺正禪庵に寄進せられ、更に⁽⁵⁷⁾応永九年(1402)に至つて、撰津満親により、父行濟追善の為、残半分も西山地蔵院に寄進せられたのであつた。かくの如く田村庄は山城国西山地蔵院を領家とする細川氏とは関係深き莊園となり、而も西北に古の國府をひかえた地理的事情から考えて、この地に守護代として、細川氏の居館が設置せられたことは偶然ではなかつたのである。即ち頼益は細川本宗の指揮下にあつて此処を根拠として現地に於ける国人—土豪の統率と、守護領國の組織化とに乗り出したのであつた。

応永初年に於ける土佐の守護は細川満元であり、⁽⁵⁸⁾香宗我部通秀は応永六年(1399)満元より香宗我部郷内宇佐井多・近見・津久手等の地を安堵され、⁽⁵⁹⁾満元—頼益によつて支配される守護領國內の小名的土豪領主として発展したのである。満元は土佐国の外、讃岐・丹波等の守護をも兼ねており、土佐に対して守護としての直接の威令が及ばなかつた為か、⁽⁶⁰⁾応永六年十月大内義弘の反亂が起つた際、土佐に於ても一部これに⁽⁶¹⁾応ずるものがあつたらしく、⁽⁶²⁾応永七年(1400)土佐征討の軍がおこされ、同年十月二日細川頼長が土佐國守護職に補せられたのであつた。然しながら⁽⁶³⁾応永十年(1403)頃には満元が再び守護となつており、⁽⁶²⁾爾來持之・勝元・政元等の守護大名の下に、守護代として一族満益・持益・勝益が相ついで國內を管轄し、⁽⁶³⁾香宗我部氏も益秀・直通とその所領が伝えられ、細川氏より旧領を安堵せられ、もつて⁽⁶³⁾応仁亂に及んだのであつた。

然るに応仁乱後、中央に於て室町幕府の権威が失墜するや、自ら土佐に於ける細川氏の勢力も衰退し、ついに勝益は田村庄の居館を捨てて京都に遁走し、土佐国内には多くの土豪が蠢頭して互に覇を競つたのであるが、後述の如く結局長曾我部氏によつて形成された戦国大名領国が出現したのである。

註（１）永原慶二・杉山博氏「守護領国制の展開」社会経済史学17ノ2、24頁

（２）佐藤進一氏「鎌倉幕府守護制度の研究」154—155頁

蠶簡集一にみえる「僧増源土佐国大忍庄若一王子別当職補任状」は、この事実を裏付けるものと考えられる。

（３）蠶簡集一

（４）和名抄卷九

（５）香宗我部家伝証文二

（６）吾妻鏡、元暦元年三月一日条

（７）同上、寿永元年九月廿五日条

（８）同上

（９）吾妻鏡、文治三年三月十日条

吉田東伍博士は壇浦合戦論功行賞の際、夜須七郎行宗の証人としてみえる春日部兵衛尉を香宗我部の異称とし、この地の豪族とされている。（大日本地名辞書）

（１０）吾妻鏡、元暦元年六月十八日条

（１１）同上、元暦元年六月十六日条

（１２）註（１０）参照

（１３）吾妻鏡、元暦元年十月六日条

（１４）河合正治氏「東国武士団の西遷とその成長」広島文理科大学史学研究記念論叢所収、55—57頁

（１５）中原秋通は一条忠頼の子と称せられるが、尊卑分脈にはその名が見えない。秋通は忠頼の死後、忠頼の家人中原秋家によつて養われたと伝えられており、長じて後、秋家について地頭となつた。

（１６）香宗我部家伝証文二

（１７）例えば東大寺領伊賀国黒田荘の出作築瀬村の場合。

（１８）竹内理三氏「条里制の起源」日本歴史23号、6頁

（１９）清水三男氏「日本中世の村落」65頁

（２０）承久三年四年日次記七月

（２１）香宗我部家古文書

（２２）香宗我部家証文写、この頃の土佐守護は三浦義村であつた。（佐藤進一氏、鎌倉幕府守護制度の研究）

（２３）田中義成博士「南北朝時代史」67頁

（２４）香宗我部文書二

（２５）須留田村は香宗我部郷内にある。（南路志十二）

（２６）蠶簡集一

（２７）註（７）参照

（２８）吾妻鏡、文治三年八月二十日条

（２９）香宗我部家証文写

（３０）南路志四

（３１）蠶簡集拾遺一

（３２）南路志四

（３３）南路志十二所収香宗我部単人所藏文書

（３４）梅松論下

（３５）同上

（３６）蠶簡集拾遺一

（３７）同上

- (38) 香宗我部家伝証文三
 (39) 香宗我部家証文写
 (40) 元亨釈書卷十三、明戒六、極楽寺忍性条
 (41) 南路志十二
 (42) 香宗我部家証文写
 (43) 西山文書(香宗我部氏記録所収)
 物部庄惣案主職買得者は、西山文書によれば「香宗我部甲斐次郎母太夫殿」とあるが、これは時秀の室と推定される。
 (44) 香宗我部家古文書
 (45) 香宗我部家証文写
 (46) 同上
 (47) 式目新篇追加、庶子分領条、一、宛給惣領跡、混領庶子分事
 (48) 西山文書(香宗我部氏記録所収)
 (49) 同上
 (50) 同上
 (51) 同上
 (52) 例えば「今川かな目録追加」に、一、庶子割分之事として「本知行五分一、十分一程の儀においてハ、大方相当すへき歟、半分三ヶ一にいたりてハ惣領の奉公迷惑たるへき歟、自今以後各可有分別也」と規定してある。
 (53) 細川角田系図
 頼益は尊卑分脈によれば、義季の子宗義に出で、細川本宗俊氏の系と分派をなしているが、世上にいう守護にあらずして守護代の地位にあつたのである。
 (54) 士林証文一
 (55) 京大所藏地藏院文書上
 (56) 同上
 (57) 同上
 (58) 香宗我部家伝証文三
 (59) 満元が讃岐の守護であつたことは善通寺文書、石清水文書等に見え、又丹波の守護であつたことは安国寺文書其他に見える。
 (60) 永源師範紀年録、乾
 (61) 吉田家日次記、応永十年二月十三日条
 (62) 尊卑分脈
 (63) 香宗我部家証文写

Ⅱ 幡多庄と公家大名一條氏の發展

応仁・文明の頃、土佐国西部を領有していたのは、既述の如く摂関家たる一條氏であつた。即ち幡多郡・高岡郡西部の地方が一條氏の支配下にあつたのである。この地は鎌倉時代以来、一條家の家領荘園——幡多庄として継承されて来たのであり、守護の勢力も直接この地には及ばず、一條氏の預所・荘官による支配が比較的完全に保たれていた。それでは荘園としてこの地方の歴史は何時頃から始まつたのであろうか。一條氏と極めて緊密な関係にあつた嵯峨山金剛福寺に残存する古文書によれば、「古法性寺入道殿下当国成敗之刻云々」⁽¹⁾、「法性寺殿下当国御沙汰之時云々」⁽²⁾とあつて、平安時代末期に於ては、土佐国は藤原忠通によつて支配せられていたのである。この頃から、幡多庄も藤原氏と関係の深い土地として、その姿をあらわして来るのであるが、荘園としての成立・経営は、鎌倉時代に入つてから九条家によつて行われるのである。

中世土佐に於ける土豪の動向と大名の成立（足達）

即ち元久三年（1206）三月七日、摂政九条良経逝去の後、又兼実の奏請によつて、良経の遺領越後・讃岐の替として土佐国を九条家が朝廷より拝領したのであるが、この場合土佐国東部は、守護三浦氏を通じて鎌倉幕府の管轄下にあつたので、平安時代以来藤原氏と関係の深い西部の幡多郡が主なるものであつたであらう。而してこの地方の中心たる幡多本郷中村を根拠として、嘉禎——建長年間（5）に、大方庄・山田庄・以南村・加納久礼別符の諸地域を単位として、幡多庄が構成されたのであつた。建長二年（1250）十一月良経の子道家は、これ等の諸地域を含んだ幡多庄を、三子たる一条家の祖実経に新御領として譲与したので、幡多庄はここに一条家の家領荘園となつたのである。爾来一条氏は、荘園内の諸村、山田村・以南村・江村等に預所を設けて、荘務を行わしめ、幡多本郷即ち中村附近には、船所職を定補して年貢運送に当らしめたのであつた。而して一条氏は此の間、薩陀山金剛福寺を保護して、荘内の一部をその造営料所に充て、更に南北朝の動乱の頃に於ても、依然として幡多庄を支配しており、荘内の大方郷は東福寺造営料所となつていたのである。（9）

然るに既に東部土佐に於てみた如く、在地に於ける土豪—国人の動きは平穩なものではなく、土豪の擡頭による荘園侵略は、幡多庄に於ても例外ではなく、室町時代に入つてからは、益々激化していつたのである。幡多庄具同村不断丸名津倉淵は、一条氏によつて金剛福寺に寄進せられていたが、嘉元元年（1303）の検注によれば次の如きものであつた。

注進 嘉元元年御実檢田島以下目録事

- | | | |
|---|---------|----------|
| 合 | 東限サカリ松 | 西限シラクツレノ |
| | | タワ |
| | 南限小ナシノ河 | 北限間崎ノ |
| | | 小川 |
- 一、田代六町四反十代内
- 新田五町五十五代 年不三反
- 島成一町三反十五代 三反ハ山神之内免之由申
- ワラヒウノ山坂四反
- 宮山坂三反 但自敷地近年押領云々
- 一、島五町三反四十代内
- | | |
|----------|-----------|
| 平島四丁六反卅代 | 常荒八反四十五代 |
| | タワ井家内免之由申 |
- 山島三反十代
- | | |
|-------|------------|
| 宮山坂四反 | 常不二反廿 |
| | 但自敷地近年押領云々 |
| | 山坂山島加定 |
- 現作四町二反廿五代
- 一、屋十四字内 中二 一宇宮山坂
下十二
- 一、桑十五本内 中三 六本宮山坂
下十二
- 一、カチ四十六本
- 一、古帳島六丁六反廿五代 常荒年不
山坂山島加定

右太畧注進如件

嘉元二年三月 日

公文代判

（金剛福寺文書）

この地は幡多本郷たる中村に隣る具同村にあり、その一部をなす宮山坂は上記の如く敷地村より押領されているが、嘉元二年(1304)及元弘四年(1334)の一条氏の下知にも拘らず、文安年間に至つて、土豪布氏が地下専当と号して在所を押領したのであつた。これに対して、一条氏は寺家の知行を全うすべき旨を命じたのである。^(図版1.2参照)然しながら荘園の支配を在地の荘官等にゆだね、直接現地に關与せず、年貢収納を目的とするが如き古代的な荘園経営方法は、も早時代にかけ離れたものであつた。果して室町時代中期に及んで、応仁前夜に近づくや、荘園領主の全般的衰退と、荘園内部に於ける領主の下地管理権の変化などの為、荘園内の社会秩序は乱れ、一条氏自体中央にあつて、幡多庄を維持してゆくことは極めて困難となつたのである。その上、一条氏としては、公家としての社会的身分についても反省せざるを得ず、武力を背景にもつ守護大名に依存してゆくか、自ら武士化して所謂公家大名に転化せざるを得なくなつたのである。この間の情勢を次の毛利家文書について見よう。

河野伊予守通春対治事、為上意差遣軍勢候之間、既及国落居候刻、乍帶御内書并御教書、大内入道令自身渡海候、依背上意、蒙天罰候歟、則死去候、但新介猶以猛勢合力候之間、当方勢悉被^(教弘)打散候、殊土州守護代新開遠江守以下数郡討死候、言語道断次第候、所詮对新介可散鬱憤之間、伺申子細候、重而任可被仰出之旨、別而被致忠節候者、於身可為祝着候、偏馮存候、委細猶秋庭修理亮可申候、恐々謹言

十月十日
(寛正六年)
毛利少輔太郎殿

勝元(花押)

即ち応仁乱の勃発を間近にひかえた寛正六年(1465)、土佐は伊予河野氏によつて脅かされ、山名方に応じた大内教弘父子は河野氏を援助して、土佐守護細川勝元の軍に打撃を与え、ついに守護代新開遠江守以下戦死の憂目にあい、勝元は毛利豊元に援助を求めたのである。⁽¹⁰⁾ところで当時、田村庄には守護代として細川勝益が在城していたと思われるので、勝元は別に新開遠江守を守護代として、幡多庄を中心とする西部土佐に配置していたものと推測される。従つて一条氏も室町中期頃に於ては、荘園管理の面からも、有力なる守護大名たる細川氏より、武力による保護を受け、荘園の保全をはかつたのであろう。この場合、後述の土豪大平氏は両者の楔としての役割を演じたと考えられるのである。元来一条氏は、家門管領権をめぐる九条家と争論の後、応永七年(1400)六月足利義満より、一条経嗣が九条・一条・二条一門の長者として、報恩院・光明峰寺・東福寺・普門寺の四箇寺院の管領を保証せられて以来、幕府——細川氏の保護を受けたのであり、⁽¹¹⁾従つて伊予河野氏との合戦に於ける細川氏の敗退は、一条氏の地位に大なる脅威を与えたと考えられる。果してこの後、河野方の侵入や、社会秩序の紊乱に乗じた在地土豪の蠢動によつて、幡多庄は次第に侵略せられるに至つたのである。一条兼良はこれについて、「土佐国幡多郡^{有膳村等}、当時雖有知行之号、有名無実也、但応仁乱世以来、前関白令下向、于今在庄継渴命者也」と書き遺しているのである。⁽¹²⁾守護大名・小名・土豪達によつて、全国的規模をもつて展開された荘園侵略、更に崩壊への過程は、⁽¹³⁾応仁乱という一大動乱によつて決定的なものとなり、京都の公家は戦火を各地に避けたが、⁽¹⁴⁾一条氏も、その家並に記録の大部分を兵火に焼かれ、⁽¹⁵⁾諸荘園も相ついで蚕食されるという悲運に見舞われたのであつた。專ここに至つては、一条氏としてもついに決心せざるを得なかつたのである。即ち兼良の長子教房は、一度び戦火を

(16) 奈良に避けたが、幡多庄の現状が前述の如くである以上、単に消極的な逃避ではすまされる筈もなく、非現地性の弱さを克服して封建領主に転化する為には、現地に於て失われた家領を回復することが絶対(17)に必要であつたのである。この目的をもつて、教房は応仁二年（1468）九月六日奈良成就院を出で、(18)同月廿五日和泉の堺より乗船し、土佐に下向したのであつた。この際乗船した船は、「土佐之大平知行(19)之山下船」であり、途中神浦・井ノ尻を経て幡多庄に入り、中村の地に居館を定めたのである。この大平氏は既述の平家家人蓮池権守家綱の裔と伝えられ、(22)応仁・文明の頃に於ては、碧山日録に「勝元公之客、土州大平子率数騎而入城云」と記されている如く、(23)細川氏に属しており、その所領は津野氏の津野庄（高岡郡）より以東、仁淀川に達する地域をしめ、更に降つて永正年間には弘岡（吾川郡）(24)・国沢（高知）に及ぶ土佐中南部に勢力を伸張し、宇佐井ノ尻より堺に大船を往来せしめ、貿易の利を占めていたのである。一条氏に対しては、大乘院寺社雑事記応仁二年十一月廿三日条に「大平之女房与宣旨殿縁者故無等閑云々」とある如く、教房の一族と縁者たるの故をもつて極めて親密な関係にあり、同書延徳四年六月廿二日条に「土佐大平為一見参申」と書せられている如く、たえず接触を保っているのであつて、教房下向の際、乗船を提供したのも故なきことではなかつたのである。

さて以上の如く、守護大名細川氏の麾下にあつた国人大平氏に迎えられた教房は、失われた家領の回復の為に鋭意努力したのであつた。而してこの回復に際しては、多少の困難はあつたにせよ次第に成功し「下山事自伊与国押領」という状態も、(25)色々の計略によつて回復し、元の如く知行することとなり、中村闕所分も回復されたのであつた。更に大乘院寺社雑事記文明二年八月四日条に「土佐御所御願書到来、遣御師方、其趣ハ、幡多庄内大概雖無為之儀、大方郷内入野大和守藤原家元・同息子市正藤原家則不応下知、仍以彼名字被籠春日社頭、存不忠之意者、可被加神罰之旨、可有御折念、神威令帰伏者、当年両社神馬各一疋可被進之者、卯月十九日、従一位藤原御名敬白」とあるが、これによると幡多庄内は、大方郷の入野家元・家則父子が下知に応じない位で、他は大部分回復されていたことが分るのである。この家則は同書文明元年八月十一日条に見える如く、一条氏が「官事所望」の勞をとつているのであり、それだけ入野氏の敵対に対して、一条氏としては名字を春日神社に籠め、神罰による屈服を祈らねばおられない程の憤りを感じたのであり、その急速な帰服を望んだのであつた。元来大方郷は前述の如く東福寺造営料所として、その年貢は東福寺が収納し、この東福寺を一条氏が管領していた関係上、いわば間接支配の形になつていたのであるが、この地も一年の後には入野氏の屈服により、(26)全く秩序が回復したのであつた。その後、大乘院寺社雑事記文明七年七月十三日条に「国人及合鞍子細有之歟、金剛福寺院主、此一兩年止住高野山、為仲人可下向之由被仰付之、迎共罷上云々」とある如く、一時的な国人の抗争はあつたにしても、大勢に影響を及ぼす程のものではなく、(27)一条氏は次第に荘内の国人＝土藪層を組織化しつつ、その性格も漸く荘園領主より、武力を背景とした大名領主へと転化していつたのである。而もその大名領主化への過程は、細川氏との親近関係に於て行われていつたのであり、大乘院寺社雑事記文明元年八月十三日条に「唐船帰朝、大内可落取之由在其聞之間、經九州南著四国、土州＝著云々」と見えるが、これによれば先に毛利家文書でみた如く、反細川方にたつた大内氏によつて、対明貿易船の瀬戸内海通行を封ぜられた為、細川・一条の支配下にある土佐沿岸通過の南路がとられるに至つたことが分るのである。即ち土佐沿海の通行も細

川・一条氏によつて保証せられ、その後「唐船三艘進発近日事也、長門以下路次難義間、可越年土佐幡多、自四国可渡唐云々」と大乘院寺社雜事記文明十五年十二月十二日条にみえる如く、土佐南岸を通つて明に行く航路がとられ、その中継地として幡多の地が重視せられたのであつた。かくの如く一条氏は対明貿易船の航路を保証し、次第に勢力を伸張して、一円支配権を完全に回復し、幡多庄そのものも単なる荘園より、大名領国に転化し、その中心本郷中村は都市的性格を帯びた近世城下町に姿を現しつゝあつたのである。而してこの領国化の過程に於て中心となつた人物は、いうまでもなく「和漢才有識、禅閣不可有勝劣」⁽²⁸⁾といわれた教房であり、ここに教房は、荘園領主より封建領主たる戦国公家大名へと社会的地位を転化せしめる事によつて、一条氏の大名領が形成されて来たのであつた。而してこの大名領は、既に幡多庄としての中世荘園の形態を脱して、一条氏の居館中村を中心とする商業貿易の拠点となつたのである。元來幡多地方は現在でも未開の地が多く、開発の遅れた地方となつてゐるが、それだけ山林が多く、良材に恵まれ、京都方面の需要をみたしたのであつた。大乘院寺社雜事記文明十一年三月廿五日条によれば、

家門造営用下山才木、自土佐御所和泉堺=被付之云々、御注文分^(材)

一丈三尺柱	三十本四六云々
八尺柱	二十本上居シキキ用云々
ケタ	十本四ヒロ
ヌキ	五十本二間木
板	五十本三ヒロ
以上百十本 板五十枚	

文明十一年正月十八日

と見え、更に天文年間に至つては、一条氏はその領内の伐採せる材木を、大坂本願寺建立の資材として送らんとしているし、又享祿・天文の頃には木材のみならず、茶碗・扇・緞子・貂皮・ひき黄金等が朝廷に献納されて⁽³⁰⁾おり、種々の工芸品の存在を物語つてゐるが、これ等の事實は荘園時代に於ける土地に依存した経済機構の中から生れたものではなく、大名領国制下に於ける商業資本の発展と、その進出による対明貿易とを主とした、戦国大名特有の重商主義に基いて生れ出たものであり、一条氏の戦国大名化がその前提となつてゐる訳である。尤も大名化といつても、幡多庄内の国人一土豪を組織化しつゝ、荘園を都市的形態に転化せしめ、かつ郷村を中心とする大名領国制を展開せしめるという過程をたどる限り、急速に実現されるものではなく、漸進的な時代の歩みの中に秩序づけられてゆかねばならなかつたのである。従つて一条氏下向後、応仁・文明の乱は終末を告げたとはいへ、尙全国的な新秩序形成への戦国的内乱は続いており、一条氏はその点からも「細川方へ罷上四国船雜物紀州海賊落取之、畠山下知云々、仍海上不通也」といわれ、⁽³¹⁾「自紀州、先日申下候唐船事之返事候、其旨ハ各警固之儀候、迷惑候へ共、一条殿より被仰付候、殊に八塚衆など被申儀候、涯分可致警固候」⁽³²⁾と天文日記に記された如く、海上交通に対しては十分な警戒をしなければならなかつたのである。このような困難を克服しつゝ、戦国大名領国を形成し、その領主として西土佐に君臨した一条氏も、やがて長曾我部氏の擡頭によつて、その地位を譲らねばならなくなり、ついに天正二年二月、土佐一

一条家の滅亡をもつて、その歴史に終止符を打つに至つたのである。

- 註（1）金剛福寺文書、嘉応元年八月 日金剛福寺住僧弘春解状
 （2） 同上、 正嘉二年十月前撰政家政所下文
 （3）三長記、元久三年四月（三日）条
 （4）佐藤進一氏「鎌倉幕府守護制度の研究」153頁
 （5）金剛福寺文書、嘉禎三年十月十八日法橋上人位寄進状
 九条文書一、家地文書庄園事、建長二年十一月 日道家処分状
 （6）同上九条文書
 （7）金剛福寺文書、延慶三年二月十四・十八日附左衛門尉助親奉書、延慶三年二月十六日附前伊賀守奉書
 （8） 同上、 文永十二年三月 日幡多本郷宛下文
 （9）東福寺文書二
 （10）陰涼軒日録、寛正六年九月廿九日条
 （11）桃華葉葉、家門管領寺院事
 （12）同上、家領並敷地等之事
 （13）大乗院寺社雜事記、文明二年正月一日、同三年正月一日、同五年正月一日、同六年正月一日条等
 （14）大乗院日記目録、応仁元年九月十八日条、応仁二年八月十四日条
 （15）桃華葉葉、家領並敷地等之事
 山城國小塩庄、摂津国福原庄、備後国坪生庄、越前国足羽御厨、同安居保、清弘名、越前国東郷庄、山城
 国久世庄等、年貢未進の為舌んでいる。
 （16）大乗院日記目録、応仁元年八月廿五日条
 （17） 同上、 応仁二年九月六日条
 （18） 同上、 応仁二年九月廿五日条
 （19）大乗院寺社雜事記、応仁二年閏十月六日条
 （20） 同上
 （21） 同上、 文明三年正月一日条
 （22）碧山日録、応仁二年閏十月廿九日条
 （23）土佐遺語
 （24）露簡集二所収「土佐郡鴨部社棟札」に「鴨部御社大檀那大平山城守国維永正元年甲子九月十日」とある。
 （25）大乗院寺社雜事記、文明元年八月十一日条
 （26） 同上、 文明三年十月五日条
 （27）この場合一条氏の門閥が有力な原因となつたと考えられ、大平氏に迎えられたり、又長曾我部文兼によつて迎え入れられたとの説が流布されたり、後に土佐七豪族によつて推戴されることとなつたのも、一条氏の社会的地位が重んぜられたことをしめしている。
 （28）長興宿称記、文明十二年十一月十三日条
 （29）天文日記、天文六年十二月廿四日条
 （30）御湯殿上日記、享祿二年十一月十二日条、同三年八月四日条、天文八年七月十四日条、同廿一年七月三日条
 （31）大乗院寺社雜事記、明応三年二月廿五日条
 （32）天文日記、天文七年二月五日条

Ⅲ 戦国大名長曾我部氏の成立

前二章に於て、国人＝土豪の被官化という過程を通じて、成立・発展して来た守護大名細川氏の動向と、幡多庄を基盤とする一条氏の公家大名への転化とについて考察して来たのであるが、これ等二氏は結局土佐国に於ては、その領国を維持し得ずして没落し、新たに有力なる土豪であつた長曾我部氏によつて戦国大名領が形成されたのであつた。これは如何なる理由によるのであろうか。又長曾我

部氏は如何にして搥頭し、有力なる戦国大名たり得たのであろうか。次のこの点について考究したいと思う。

長曾我部氏は秦河勝の後裔、能俊に始まると伝えられ、能俊は平安末期——鎌倉初期の頃土佐に入り長岡郡宗部村岡豊に住し、江村郷・廿枝郷・野田・大桶・吉原等の地を領したといわれている。⁽¹⁾土着後、長岡郡宗部の地名を氏として長曾我部と称したのであるが、鎌倉時代末期・南北朝動乱の頃に至るまでは史料に乏しくその事蹟も詳でない。能俊十一代の孫信能は既述の如く、香宗我部秀頼とともに介良庄の濫妨を停め、莊内に代官を入部せしめ所務を執行すべき命を足利高氏より受けたのであつたが、之は畢竟、鎌倉時代を通じて培われて来た在地に於ける勢力の根強さがあつたが為であり、南北朝の頃には、岡豊を中心として東、田村庄に連り、西、介良庄に及ぶ勢力範囲を形成したのであつた。更に建武三年(1335)四月には、長曾我部一族は細川顯氏に属して長岡郡八幡山東坂本に於て、反足利方と戦つたが、この頃から細川氏配下の土豪として、香宗我部氏とともにその傘下に入つたと考えられるのである。信能の子兼能は、足利氏と関係の深い土佐吸江庵建立に際し寺奉行となり、その業を終えたが、爾来岡豊を中心とする地帯の経営に専念したのであつた。吸江庵建立の時、兼能が寺奉行に任命されたことは、その後長く長曾我部氏と吸江庵とを結付けたと考えられ、応永二年(1395)六月、細川頼元が土佐国介良庄成武郷内大嶋中潮田村・片山庄蓋村入交分六名・成松名其他を吸江庵に寄附し、更に同五年(1398)十月、細川頼之が同じく同地を寄進し、足利義満がこれを安堵した時、及び細川満之が吸江庵造立に際して番匠を下してその建造を援助した際に、これ等の業を代行したのは、長曾我部氏であつたと推測されるのである。更に相国寺住持中諦が吸江庵方丈に出した手紙に、応永初年頃「國中物念計会仕候、乍去貴寺辺属無為由承候、大慶此事候」と認めているが、この「吸江寺辺属無為」というのも、恐らく長曾我部氏の在り地勢力の強さに原因するものである。

かくの如く、土佐国東部に於ては長曾我部・香宗我部氏の勢力が相当強大なものとなつていたのであるが、西部の幡多庄との間に介在する高岡郡東部の地帯は、大平氏を通じて細川氏の守護勢力がのびていたとはいえ、全面的に細川氏の勢力が滲透していた訳ではなく、幕府権力も一部抵抗を受けなければならなかつたのである。毛利家文書にみえる足利義政御教書に

土佐国津野備前守之高事、先度被成治御教書訖、早相催一族等令進發、可被抽敵功之次、於同意之族者、同以可被加誅戮之由、所被仰下也、仍執達如件

康正二年七月十三日

右京大夫(花押)

(勝元)

とあるが、これは幕府が毛利勝元に命じて、津野之高を伐たしめんとしたものである。津野氏は藤原仲平の裔として、平安時代以来、土予国境攝原の地より、南は須崎海浜に至る津野庄を根拠とした土豪であり、室町時代に於ては一族より五山の名僧、義堂・絶海が出でその文藻をうたわれたが、之高は將軍足利義教の招宴に列して詩歌を詠じて面目をほどこし、代々細川氏に属して、幕府とは緊密な関係にあつた。その後足利義政の怒りに触れ、宝徳二年(1450)十月義政は細川勝元に命じて教書を下し、守護代細川勝益・大平元国等をして之高を討たしめる事となつたが、之高の勢力は強大で、更に毛利氏の援助を求めなければならなかつたのである。この事實は一面に於て細川氏の在り地に於ける勢力の衰退を物語つていられるのである。即ち津野之高の反抗に対しては、わざわざ毛利氏の

手を煩わさなくても、現地に於て解決出来そうな問題であるが、それにも拘らず、守護代たる細川勝益・土豪大平元国等をもつてしても討伐が困難であり、宝徳二年より六年後の康正二年（1456）に至るまで平定し得ず、毛利氏への出陣要請となつたことは、次第に応仁期に近づくにつれ、細川氏の統制力の弱体化、ひいては守護領国内の国人＝土豪層の自立的な動きがあらわれて来たことを推測せしめるのであり、事実「国人等振舞無是非次第」といわれるが如き状態であつたのである。即ち国人＝土豪等の小名達を傘下に組織化し、之を強力に統率・支配することによつて、領国を支えていた守護大名にとつて、彼等の離反は非常な打撃を与えるものであつた。果して細川の軍は既述の如く、伊予河野氏の攻撃により敗北を喫し、⁽¹²⁾ 応仁乱の勃発によつてその勢力の根柢を揺振られたのである。⁽¹³⁾

動乱とその後に続く混乱とは細川氏自身に対しても、亦土佐国内の国人＝土豪に対しても、夫々目ざすべき目標を決定せしめ、その目的に向つて行動すべき決意をうながしたのであつた。即ち応仁記下には「先ツ勝元ノ手勢、撰・丹両国、土佐・讃岐并諸国被官等馬廻衆、都合六万余騎也」と東軍の主將細川勝元の軍の編成を伝え、更に「一色左京大夫義直、丹後・伊勢・土佐勢ツケテ五千余騎」と西軍の部將一色義直の軍の構成を叙述してある。これによれば、土佐国は細川氏の守護領国であつたとはいえ、国人＝土豪等小名のすべてが東軍たる細川方に応じた訳ではなく、夫々の目的に従つて、西軍に応じたものもあつたのである。又細川氏に依存した国人にしても、如何にして自己の立場を強固なものとし、自主的行動をとるかについて苦慮しなければならなかつたのである。今彼等の最後の支柱であり、いわば細川氏最後の守護勢力の代表者ともいふべき細川政元について、眼を転じて京都を中心とする政治的な動きに注目しよう。

細川政元は勝元の子として一時管領職をついだが、その人物は常人と異り、禅・修験道を修め、妻を娶らず、婦人を近すけずして、早くより継嗣を定め、その養子に澄之・澄元・高国等があつた。又將軍足利義澄も極めて我儘な性質の人物であり、両者の不和は政局を混迷なものとし、永正元年（1504）⁽¹⁴⁾ 政元は義澄を京都より追出さんとする風説をすら生んだのであつた。更に勝元の臣薬師寺元長の子元一は、摂津守護代の職を政元によつて奪われんとするや、政元を廃して養子澄元を擁立せんとしたが、元一の弟長忠は之に同意せずして謀がもれ、ついに元一は政元に反し、山城国淀に敗死したのである。この際阿波の細川成之は元一に味方し、政元の軍と戦つたが、それにも拘らず、政元は尙澄元を家督たらしめんとし、成之の臣三好之長が阿波国中に権勢を振うをみて、之長を通じて澄元を迎えんとした。やがて澄元は家督をついだが、三好之長が漸く威権を振うに至り、薬師寺元長・長忠等は之を嫉み、澄之を擁立せんとしたのである。家督を得ずして不満をいだいていた澄之も元長等の謀に同意し、⁽¹⁵⁾ ついに永正四年（1507）六月、澄元を家督と定めた政元は浴室に於て殺されたのであつた。その後細川氏は二派に分れて抗争を事とするに至り、その勢力は全く衰え、細川の臣三好氏の擡頭をうながしたのである。

細川政元の死は細川王国の衰退を意味し、幕府権力の失墜とあいまつて、その後「子高国武勇ヲ振トイヘドモ順フ人モナシ」⁽¹⁶⁾ といわれた程で、土佐国に於ても一大衝撃を与えたのであつた。即ち「其比長宗我部宮内少輔兼序ト申ハ、元親公ノ祖父也、年比細川ト甚陸マジケレバ、其威ヲ以国士ヲ蔑ニスル、此遺恨ニヨツテ、細川ノ切腹ヲ聞テ、本山張本ニテ、大平・吉良・山田ト申合テ、兼序ヲ討テ

本望ヲ達セント、永正五年五月、其勢三千余騎ニテ江村郷岡豊ノ城ヘ取掛クル」という状態が出現したのであり、又年来細川氏の被護の下にあつた香宗我部氏も、細川政元の死により打撃を受けたことは疑なく、又守護代細川勝益の京都遁走後は、長曾我部氏とともに時代の嵐の前に立たされたのであつた。

かくて応仁乱後、細川氏によつて形成されていた守護領国は解体し、戦国争覇の時代が出現したのであるが、この時期に於て歴史の表面に立ち現われ、主導的役割を演じたものは、すべて現地にあつて長年勢力を培つていた国人＝土豪達であつた。即ち長元物語に「土佐ノ国七郡、大名七人、御所一人ト申ハ一条殿、一万六千貫、津野五千貫、大比良四千貫、吉良五千貫、本山五千貫、安喜五千貫、香宗我部四千貫、長宗我部三千貫、上八人之内、一条殿ハ各別、残テ七人守護ト申ス」と記された如く、之等の国人＝土豪によつて、土佐国内の指導権をめぐつて闘争がくりひろげられることとなつたのである。而してこの期間については、単なる政治史的・軍事史的意義だけではなく、この抗争を通じて、守護大名領国より戦国大名領国の形成へと、発展していつた封建社会の純化の過程としての意義、即ち郷村制度に根ざした幕藩封建制確立の基礎となつた社会史的意義が重視されなければならないのである。

それにしても、長曾我部氏の統一過程は、決して容易な業ではなかつたのである。戦を通じて行われる漸進的な分国領の確立と、それに伴う領内新秩序の形成は、元親記の中に興味深く叙述されているのであるが、元親記は江戸時代初期寛永八年(1631)、元親卅三年の年忌に際し叙述されたものであつてみれば、時代を去ること余り遠からず、その所説も大体真実を伝えているものと考えてよいであらう。今元親記に従つて長曾我部氏の統一過程を概観しようと思ふ。

既にみた如く長曾我部兼序は、本山・大平・吉良・山田等の連合軍の攻撃を受け、ついに敗北したのであるが、子千王(千雄丸)は一条氏に托せられ、一条房家の許に生長し、元服して名を国親と称し、やがて房家の仲介により、先祖以来の居館岡豊に帰つたが、「長曾我部氏の子を育て、成長せしめたるは國家禍乱の種を蒔くなり。殊に旧領を賜ふに於てをや。一条氏の滅亡自ら取れるなり。」と南海治乱記に評された如く、やがて国親の智計と深謀による積極的行動は、本山氏との政略結婚、山田氏の討滅となつてあらわれ、ついに一条・本山氏とも敵対するに至り、漸くその鋭鋒をあらわし始めたのである。国親は本山氏と対峙中、陣中に歿したが、子元親は父の跡をつぎ、本山・安芸氏を攻撃してこれを滅亡せしめたのであつた。これより先、香宗我部秀通は安芸氏と戦つて衰亡に瀕したが、長曾我部元親の弟親泰を秀通の女に迎へ、長曾我部氏の後援によつて漸く危機を脱したのであつた。ここに於て長曾我部元親は香宗我部氏の所領を併せ、これを改めて親泰に与え、更に津野氏は大膳大夫勝興に至つて家道衰え、元親の三男親忠を養子として家を嗣がしめたので、津野氏の所領を併せて西の方一条氏と対峙することとなつたのである。当時一条氏は兼定の時代で、兼定は「隠れもなき形義荒き人にて家中の侍共少の科にも扶持を放し、腹をきらせなとせらるる」と評された人物であつてみれば、長曾我部氏的一条氏に対する恩顧も、元親は無視せざるを得ず、又時勢の変化と環境の推移とは元親をして最後の断を下さしめたのであり、兼定の老臣も兼定を幽閉して、その地位を退くことを迫り、嫡子内政を擁立し、やがて兼定を下田より舅たる豊後の大友氏の許に送つたが、大友氏

も入国を許さず、伊予に送り返したのであつた。兼定はついに伊予に於て従者の為⁽²²⁾に殺されたが、子内政は元親に迎えられ、「元親よりの賄」で生活することとなり、ここに長曾我部元親による土佐一國の統一が完成し、土豪長曾我部氏は守護大名細川氏・公家大名一条氏の跡をついで、戦国大名として、その姿を全国的な歴史の舞台面にあらわして来たのである。

- 註 (1) 秦氏系図、長曾我部系図、元親記上
(2) 龜簡集一
(3) 龜簡集拾遺一
(4) 龜簡集三、長曾我部系図兼能傍注
吸江寺は文和二年、夢窓疎石が浦戸湾東岸に開基した寺院である。
(5) 吸江寺文書一
(6) 同上
(7) 同上
(8) 吸江寺文書二
(9) 翰林五鳳集
(10) 補菴京華統集
(11) 土佐国編年記事略所収、宝徳二年十月廿三日大野宮内少輔宛足利義政御教書
(12) 吉田東伍博士、大日本地名辞書(土佐高岡郡津野の項)所引、(宝徳三年)五月廿七日細川勝元大野宮内少輔宛書状
(13) 毛利家文書ノ一、(寛正六年)十月十日細川勝元毛利豊元宛書状、
蔭涼軒目録、寛正六年九月廿九日条
(14) 大乘院寺社雜事記、永正元年六月廿六日条、同七月一日条
(15) 田中義成博士「足利時代史」324—328頁
(16) 香宗我部氏記録所収雜録
(17) 同上
(18) 本山氏は戦国の頃據頭して来た土佐国中央部の有力なる土豪であつた。長曾我部元親と戦つた本山茂辰は龜簡集三所収「土佐国吾川郡芳原村若一王子棟札」並に「高岡郡蓮池村西宮入幡棟札」に「大檀那平茂辰」とあることにより、平氏の後裔たることは明かで、発祥地長岡郡本山の地名をとり、本山氏と称した。
(19) 山田氏は中原秋家に出で、香美郡山田の地に住し、戦国の頃山田氏を称した豪族であつた。
(20) 安芸氏はその家系は詳でないが、龜簡集二に「按安芸姓橘、世々領安喜郡西半分居于土居城、故以安芸為氏」とあり、同書三所収「安喜浜入幡棟札」に「安芸入幡弘治三年丁巳十二月十二日大檀那地頭橘国虎」とあり、橘氏の後と考えられ、土佐国安芸郡に有力な拠点をもつており、戦国時代に至り、急速に発展して来た土豪であつた。
(21) 元親記上
(22) 同上

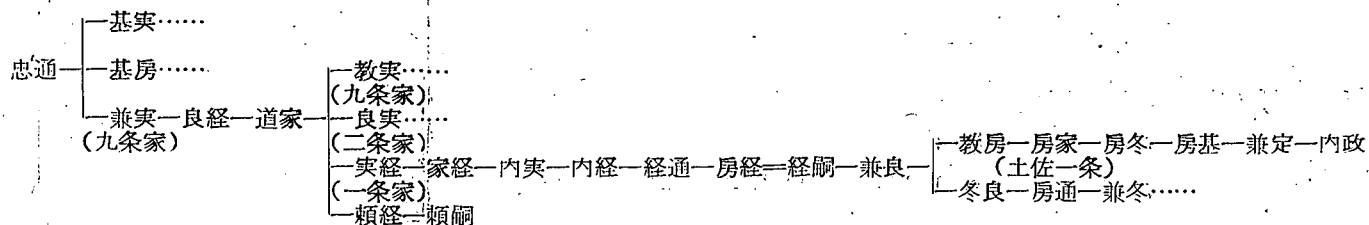
(追記) 長曾我部元親による大名領国の経営と、織豊政権の成立に伴つて、全国的規模に於て形成されて来た中央集権的封建社会の一環としての、分国大名領の諸問題について叙述すべきであるが、他日の研究にまつこととし、一先づ擱筆する。

尙金剛福寺文書については金剛福寺長崎勝範師によつて閲覧の機会を与えられた。こゝに深く感謝の意を表する次第である。

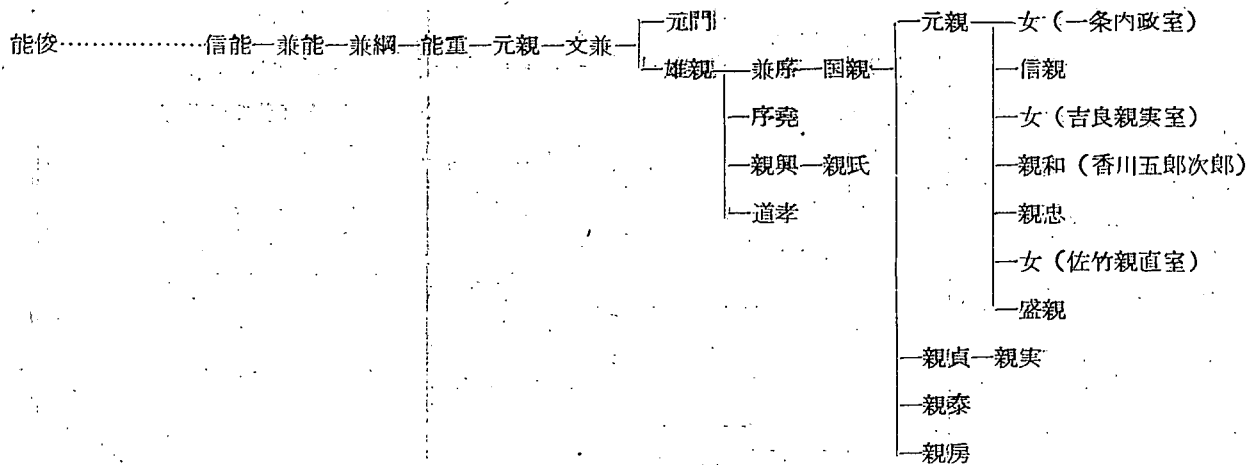
(昭和27年10月31日受理)



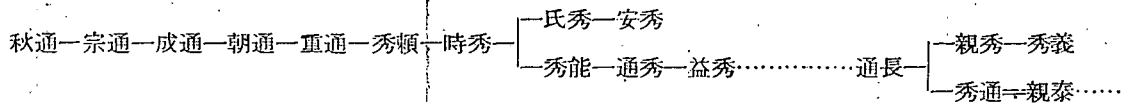
一條氏略系圖



長會我部氏略系圖



香宗我部氏略系圖



佛之度世如新
此亦濟人則喜可
故能附隨絕少
則願之於世
其亦可為之
善也權宜
佛之度世如新
此亦濟人則喜可
故能附隨絕少
則願之於世
其亦可為之
善也權宜

(图版1) (金剛福寺文書)

臨院新書進在新漢倉
國字事元元事於信張
同來之元字子可也誠
孝也德之由布邪惡合道東
馬也身自臨、則不難從
其知之志事元身信當漸
州自南限在師并秦海北
限同濟小東限在信海西限
自爾者金言家知可謀禁
家(長)信(福)中(信)子
下(女)信(信)外(信)
需(需)三(需)春(需)亦(需)也
遊(遊)院(院)之(之)信(信)信(信)

(圖版 2) (金剛福寺文書)